

消防研究センターにおける公的研究費の管理・監査について

平成21年11月6日

(最終改正 令和3年11月8日改正)

消防研究センター所長通達

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、消防研究センターにおいては、以下の取組みを実施する。

第1章 責任体系

（最高管理責任者）

第1条 消防研究センター全体を統括し、他省庁及び独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を消防研究センター所長とする。

（統括管理責任者）

第2条 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を研究統括官とする。

（コンプライアンス推進責任者）

第3条 消防研究センター内の各部課における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を技術研究部長及び消防大学校庶務課長とする。

（責任体系の公開）

第4条 最高管理責任者は、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の職名を公開しなければならない。

（監査に相当する職務を果たしている者）

第5条 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について消防研究センター全体の観点から確認し意見を述べるとともに、モニタリング及び内部監査によって明らかになった不正発生要因の不正防止計画への反映・実施状況について確認し意見を述べる者（以下「監査に相当する職務を果たしている者」という。）を消防大学校庶務課専門官とする。

第2章 適正な環境の整備

(ルール)

第6条 研究官及び事務職員は、競争的資金等による事務処理手続きのルールとして国家公務員法、会計法、旅費法等関係する法令及び当該法令に基づく規程を遵守しなければならない。

(相談窓口)

第7条 事務処理手続きに関する消防研究センター内外からの相談を受け付ける窓口を研究企画部とし、そのことを公表する。

(職務権限)

第8条 職務権限は、総務省組織規則、消防大学校組織規程及び消防研究センター組織細則に定められているとおりとする。

(決裁手続き)

第9条 決裁手続きは、消防庁文書決裁規則及び消防大学校文書決裁規則に定められているとおりとする。

(行動規範)

第10条 研究官及び事務職員は、行動規範として国家公務員法及び国家公務員倫理法を遵守しなければならない。

(不正に関する調査)

第11条 不正に関する調査は、調査委員会を設置し、ガイドラインに基づき実施するとともに、国家公務員法、国家公務員倫理法、人事院規則等関係する法令等を適用する。

(懲戒等の処分)

第12条 懲戒等の処分は、国家公務員法、国家公務員倫理法、予算執行職員等の責任に関する法律、人事院規則、総務省職員の訓告等に関する規程等関係する法令等を適用する。

第3章 不正防止

(防止計画推進部署)

第13条 消防研究センター全体の管理の観点から不正防止計画の推進を担当する者（以下「防止計画推進部署」という。）を研究統括官とする。

第14条 防止計画推進部署は、消防研究センターにおいて不正を発生させる要因がどこにあるか、全体の状況を体系的に整理し評価する。

(不正防止計画)

第15条 防止計画推進部署は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、実施状況を確認する。

(監査に相当する職務を果たしている者との連携)

第16条 防止計画推進部署は、監査に相当する職務を果たしている者との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行うものとする。

第4章 研究費の適正な管理

(予算の執行)

第17条 技術研究部長は、予算の執行状況を定期的に検証し、問題があれば改善策を講じる。

(癒着防止)

第18条 癒着を防止する対策は、会計法、予算決算及び会計令、総務省所管会計事務取扱規程等を適用する。

(発注及び検収業務)

第19条 発注及び検収業務は、会計法、予算決算及び会計令、総務省所管会計事務取扱規程等を適用する。

(非常勤職員の管理)

第20条 非常勤職員の勤務の管理は、国家公務員法、関係する人事院規則等を適用する。

(出張)

第21条 出張の取扱いは、旅費法、総務省所管旅費取扱規程等を適用する。

(不正取引)

第22条 不正に関与した業者等の処分は、会計法、予算決算及び会計令、総務省所管会計事務取扱規程等を適用する。

第5章 通報及び告発

(通報(告発)窓口)

第23条 消防研究センター内外からの通報(告発)窓口を「総務省監察室」とする。また、そのことを公表する。

(通報(告発)の取扱い)

第24条 通報(告発)を受け付けた場合は、通報(告発)の受付から30日以内に、通報(告発)の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

第6章 モニタリング

(モニタリング)

第25条 研究統括官は、競争的資金等の適正な管理のため、消防研究センター全体の視点から運営のモニタリングを実施する。

(内部監査部門)

第26条 研究統括官は、消防研究センターにおいて使用されている競争的資金等の内部監査部門として内部監査を行う。

(監査に相当する職務を果たしている者との連携)

第27条 内部監査部門は、監査に相当する職務を果たしている者との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況、モニタリング、内部監査手法、競争的資金等の管理のあり方等について意見交換を行うものとする。

附 則

この通達は、平成21年11月6日から施行する。

附 則 (平成27年10月6日改正)

この通達は、平成27年10月6日から施行する。

附 則 (令和3年11月8日改正)

この通達は、令和3年11月8日から施行する。